慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

| | |
|---|---|
| Title | 明治末期福祉論に見る欧米列強への対抗意識：<br>中央慈善協会『慈善』を中心に |
| Sub Title | Acute rivalry with the European and American powers found in welfare policy arguments at the end of the Meiji-Era |
| Author | 小栗, 勝也(Oguri, Katsuya) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 2001 |
| Jtitle | 法學研究：法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.74, No.10 (2001. 10) ,p.27- 64 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 論説 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20011028-0027 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 明治末期福祉論に見る欧米列強への対抗意識

## ――中央慈善協会『慈善』を中心に――

小栗勝也

一、問題の所在
二、「一等国」日本の課題
三、国家発展手段としての福祉論
（一）自助的福祉論とその背景
（二）他の論点とその功利的発想
四、文明進歩の指標としての福祉論
五、結びにかえて

## 一、問題の所在

本稿は明治末期の我が国で見られた福祉に関する議論を分析することで、当時の福祉関係者の意識の土台にあったものについて考察するものである。福祉の実態についてではなく福祉論を材料とした思想史的考察を行うことが目的である。

初めに断っておくが当時の日本においては未だ福祉という言葉が一般的に用いられていたわけではない。今日的な尺度では福祉は、最も狭義に捉えれば経済的身体的弱者の直接的救助を指し、最も広義に捉えれば人間の幸福追求全般ということになろう。本稿では福祉をなるべく狭義の意味でとらえ、当時の議論を検討することにしたい。その意味では、当時の福祉論では狭義の福祉とは異る部分とも融合して扱われることが多かったので、弱者救助を含む事業を指す言葉として、慈善事業、救済事業、感化救済事業、社会事業など様々なものが適宜用いられていた。今日の研究者においても、特に統一的な用語が使用されているわけではない。本稿では、あくまでも便宜上のためにすぎないが、当時の福祉に係る事業を総称的に用いる場合には福祉以外のものも混在していたという意味から「福祉関連事業」の言葉を主に用い、狭義の福祉と同列視できる部分のみを意識して指す時には単に「福祉」の語を用いることとした。なお引用とそれに基づく論述では当時の慣用的表現も併用した。

広狭の区分から言えば、当該期の日本においては、広義の福祉に相当する部分では一部ではあるが大きな進展があった。すなわちこの時期に、新規立法を伴う新しい変化として、工場法の制定や感化法の改正に伴う感化院の設置促進などが見られた。このうち工場法は、広義の福祉の代名詞ともいうべき社会政策の歴史の中では必ず取り上げられる重要な題目であるが、これは直接的には労働政策に係わる問題であり、経済的身体的弱者の直接的救助という狭義の福祉とはやや質を異にする面がある。また、感化院は後に教護院となる施設のことであり、第二次大戦後は教護院の扱う任務が児童福祉の範囲に含まれ福祉の一部に加えられたものの、教護院への入院は少年法による保護処分の一つであり、非行少年の更生施設という性格が強い。感化院も少年犯罪の低減を目的とした施設であり、期待された役割から言えば刑事政策の一部という側面が大きい。そのため工場法も感化院も広い意味での福祉としてはその範疇に含め得るが、狭義の福祉からは少し外れた所にあるという方が適当であろう。従って、当時の我が国においては、広義の福祉の分野では右の如き大きな進展が一部に見られたが、狭義の福祉

に関してはこれらに匹敵するような大きな発展はなかった。

しかし、狭義の福祉の分野についても全くの前進がなかった訳ではない。例えば、後述するように感化事業は当時においては弱者救済事業と密接不可分の関係にあり、これを狭義の福祉に非ずとして単純に割り切ることはできない。孤児らの生活苦による少年犯罪が問題視されていたためで、感化院における非行少年の生活保護と自立促進という救済活動が犯罪防止に結び付くと期待されていた。すなわち、この部分では福祉と防犯は融合した問題であり、その意味では感化事業の進展は狭義の福祉の進展とも無縁ではない。また、新規立法を伴うような大規模な進展ではないものの、それより小さな規模での進展という意味では、狭義の福祉に直結する部分でも、これを認めることができる。例えばこの時期、政府による民間の福祉関連事業への助成金交付が開始されているし、また内務省主催の感化救済事業講習会がスタートし、以後定期的に開催されるようになった。さらには、福祉関連事業団体の初の全国組織である中央慈善協会が発足したのもこの時期である。すなわち事業助成、啓蒙・研究、連絡・組織化などの点では狭義の福祉の部分でも確かに進展があった。総じていえば、従前のように単に個々の慈善事業家のみに福祉事業を任せたままにせず、国家社会全体の課題として取り組むべく、ようやく腰を上げるようになったというのが、当該期に見られた狭義の福祉（以下は福祉とのみ称する）の分野における発展程度であったと言える。

このような福祉の一歩前進については、従来の研究では専ら以下のような評価がなされてきた。例えば日本の当該分野の代表的研究者は次のように述べている。すなわち、日露戦争から大正前半期は日本の「帝国主義」形成期であるから、その中における慈善事業もこれと不可分であった、そこにおける慈恵救済は貧富の両極分解と階層分化の開始によって生じた社会の動揺と社会主義への対策として天皇制の再編を図るために行われたのであり、帝国主義政策の一翼を担っていたのである、という。[1] 社会の動揺を押さえること＝福祉＝帝国主義推進とい

う公式論的な評価である。今日でも、このような評価は当該分野の研究者間では一般的な見地として通用しており[2]、これと異なる視点からする研究は管見の限り見出すことが出来ない。

しかしながら、このような評価には違和感を覚えざるを得ない。第一に福祉と帝国主義の関係についてであるが、先行研究が帝国主義のために当時の福祉が必要とされたと評する唯一の論拠は、福祉が社会の動揺を鎮め社会主義の防止を企図していたとする点にある。しかし、社会の動揺を抑え社会主義を防ぐことが、なぜ帝国主義の推進と関係するのかについては説明がない。それを客観的に証明した研究も見当たらない。福祉＝帝国主義という説は、社会主義を帝国主義に抵抗した存在として過大に評価する研究者の憶測ではないかと思う。

第二に、福祉と社会主義対策の関係についてであるが、確かに当時の福祉論の中に危険な社会思想の蔓延を防止したいという意向が存在していたことは事実である。しかし、それが当時の福祉を押し上げた原動力であったかと言えば、そうではない。福祉の発展が必要とされた理由の中心は本稿で考察するような点にあるのであって、危険思想対策としての福祉論が主軸であったわけではない。このことは後にも触れる。

本稿は、本来最も重要であるにも拘わらず、これまで注目されて来なかった当時の福祉論の中心部分に焦点をあてて考察するものである。それはまた、当時の日本人がいかなる目標を胸に抱いていたのかを分析することにもなろう。この考察を通じて、明治末期日本人の精神像を正しく照射することに少しでも役立てば幸いである。

なお本稿の考察では、当時の福祉関連事業の唯一の全国組織であった中央慈善協会（以下略す時は「協会」と称す）の機関誌『慈善』[3]とその周辺を主な材料として用いた。『慈善』は年四回の季刊誌であるが、協会関係者の書き下ろしや協会主催講演会の記録等に加え、当時各地で行われた様々な福祉関連事業の講演会の記録や事業関係者の寄稿などが掲載されている。内容は種々雑多であるが、それだけにまた広く当時の関係者の意識を伺う上で便利である。しかも当時においては当該分野に関する類似の定期刊行物は他にはなく、考察材料として適当だ

と考える。これに関係者の他の著述などを併せて参考にした。また考察の対象時期は『慈善』が創刊された明治四二年七月前後から明治末までに限定した。

（1）吉田久一『日本社会福祉思想史』（吉田久一著作集1、川島書店、一九八九年九月一〇日）四二七頁以下、同『社会事業理論の歴史』（社会福祉と諸科学1、一粒社、昭和四九年九月二〇日第一版、昭和五五年四月一五日第二版）一二二頁以下、同『日本社会事業の歴史（新版）』（勁草書房、一九八一年一月三〇日・新版第一刷、一九八七年四月一〇日・第二刷）一二九頁以下。なおこの著者は、昭和期の唯物弁証法的社会事業論を社会事業の科学的研究の除幕であったとし、戦後のマルクス主義的社会事業論と共に高く見ている（同右・吉田『日本社会福祉思想史』五〇一頁）。

（2）例えば、池田敬正「中央慈善協会の成立」（『社会福祉学』第三一―一号〈一九九〇年六月〉）も当時の福祉は個人の人格・自由を否定し「絶対者天皇」を中心とした国家による国民統制手段であったと見ている。また池本美和子「感化救済事業」（『社会福祉学』第三七―一号〈一九九六年六月〉）は、明治末期の恤救規則による救護費減を国家による救済責任の放棄と見る既存研究の指摘を批判して、減額の分だけ他の福祉関連費目に充当されており総体的には減少はないと論文末で僅かに述べているが、この一点を除き他は全て旧来評価に引きずられた形で構成されている。その他、基本認識において同質の研究として、池田敬正「明治絶対主義と天皇制的慈恵について」（『社会事業史研究』第一一号〈一九八三年九月〉）の「1、はじめに」、同「感化救済事業をめぐって」（『社会事業史研究』第一三号〈一九八五年九月〉巻頭言）、同「明治国家における救貧行政の特質」（『社会事業史研究』第一五号〈一九八七年一〇月〉）、同『日本における社会福祉のあゆみ』（法律文化社、一九九四年五月二〇日）、池本美和子「防貧と地方改良」（『社会福祉学』第三七―二号〈一九九六年一一月〉）、山田明「感化救済事業の組織化における『講習会』の位置」（社会福祉調査研究会編『戦前期社会事業史料集成・一八』〈日本図書センター、一九八五年四月五日〉所収の同集成第一八―二〇巻の「解題」）、一番ケ瀬康子「解題（第1巻）」（社会福祉調査研究会編『戦前期社会事業史料集成・1』〈日本図書センター、一九八五年四月五日〉所収）などがある。

（3）以下本稿で使用した『慈善』は生活社より一九八一年一〇月五日に復刻発行されたものを用いた。以下の注記で

示す引用頁数は復刻合本各冊の通し頁数ではなく原誌各号毎に付された頁数を用いた。なお考察対象時期の『慈善』発行日を左にまとめて記し、以下の引用では発行年月は略し、収録誌の編号数のみを示すこととする。左の列記中、括弧内が発行日である。但し各号の表紙記載発行日と奥付記載発行日が異なることがあり、その場合は奥付を優先して記した（日付の後に※印を付したものがそれに当たる）。――第一編第一号（明治四二年七月三〇日）、第一編第二号（同年一〇月三〇日）、第一編第三号（明治四三年二月二五日※）、第一編第四号（同年四月三〇日）、第二編第一号（明治四三年七月三〇日）、第二編第二号（同年一一月三〇日※）、第二編第三号（明治四四年一月三〇日※）、第二編第四号（同年四月八日）、第三編第一号（明治四四年七月三〇日）、第三編第二号（同年一〇月三〇日※）、第三編第三号（明治四五年一月三〇日）、第三編第四号（同年四月三〇日）。以上である。

なお中央慈善協会についてはその後身である中央社会事業協会の編による『財団法人中央社会事業協会三十年史』（昭和一〇年一〇月二一日、非売品）があり前身時代にも触れている。最近その復刻版が出され（戦前期社会事業基本文献集・四四・同題名、日本図書センター発行、一九九六年七月二五日、以下本書は復刻版による）、そこには菊池義昭による「解説」も収録されているが、原著及び右解説とも本稿のような問題意識から当時の福祉論を捉えてはいない。

## 二、「一等国」日本の課題

中央慈善協会は明治四一年一〇月に創設された日本初の全国的な福祉関連事業者の組織である。会長には実業家の男爵・渋沢栄一を置き、顧問には枢密顧問官の子爵・清浦奎吾が就いた。非政府組織ではあるが民間の慈善事業家、実業家、学者らに加え有力政治家や内務官僚なども評議員に名を連ねており、[1] 性格としては半官半民のような組織であったが、その原動力は官であった。協会の運営や協会主催の行事などでは協会中枢メンバーでもある内務官僚が常にリードしていた。例えば協会の幹事には、当時の福祉関連事業の担当部署である内務省地方局において実働部隊長格であった井上友一参事官がいたし、彼の下で働く中川望、留岡幸助、窪田静太郎らの吏

員・嘱託も同じく協会幹事に名を連ねていた。協会機関誌『慈善』の編集にあたっていたのも内務省嘱託の生江孝之であった。[2] また、当時の福祉関連事業の発展に貢献したと言われる内務省主催の感化救済事業講習会[3]の記録が毎回『慈善』に掲載されたことからも協会と内務省の密接な関係が伺える。

このように協会を実質的に支えていた屋台骨は内務官僚たちで構成されていたが、その中でも当時の福祉関連事業推進の中心人物であった井上友一の名は有名である。役人としての仕事を続けながら社会事業の研究に力を注ぎ、その業績により博士号の学位まで取得した若き俊秀であった。[4] この井上が内務省地方局の参事官として床次竹二郎局長の下にあった明治末期の時代[5]が、同局の最も活発な時期であったと言われ、[6] しかも、理論面から実質的に地方局をリードしたのは井上であり、周囲の者にも強い影響を与えていた。[7]

その井上が、当時の内務行政全般を指導するに際して、いかなる考え方に基づいて行動していたかを示す格好の材料がある。明治四二年七月に内務省が開催した第一回地方改良事業講習会がそれである。井上は、この講習会においても実質上中心的役割を果たしており、初日の開会式にそれぞれ所要で留守であった一木喜徳郎内務次官及び床次地方局長に代わって主催者側代表の挨拶をしたのは井上であった。また講習会の中で最長の講演を行ったのも彼であった。[8]

その講演の中で特に井上が強調していた点がある。各地方から派遣された役人らを主とする受講者[9]に対して、井上は、諸君が地方に帰り町村長その他の人に話をする際に特に注意して戴きたいことがある、として次のように述べてた。――それは、日本が昨年のオランダ・ハーグ(海牙)における万国平和会議で初めて世界の「一等国」となり、しかも世界における八大強国の一つに数えられることになったということである。一等国に列せられたからには、これまでのように、欧米列強に比して弱小なる日本はとても彼らの真似はできないといって済ますことは「モウ許さ」れぬのである、若し金が足らなければ急いで作るより外なく、規模で及ばなければ精神の

面で急ぐことである、そのことを能く一般に紹介して欲しい、と井上は強く訴えた。[10] 講演のまとめ部分でも、日本は八大国に加わったのだから列強には及ばないなどとはいわずに、「彼れよりも上に出なければならないと云ふ位の向上心を持たなければなりませぬ」、どうか指導者たるべき諸君がまずその大なる責任を自覚して一般にも熟知せしむるよう努めてほしい、と繰り返していた。[11] 井上講演には日本が一等国として相応しいだけの実態を急ぎ整えねばならぬという意識が横溢している。この焦燥感は、当時の日本の実態を考えると十分に根拠のあることが分かる。

井上のいうハーグの国際会議とは第二回万国平和会議のことであるが、[12] この会議では劈頭に露英独仏墺伊米の七大国が予備会議を開き、そこでの審議結果を本会議に提出することが内定していた。これに対して日本が異議を申し立て、予備会議に日本を加えることを要請し、列国がそれを容れたため予備会議は日本を含む八大国によって構成されることになった。[13] 八年前の第一回会議を二十か国も上回る四五の国が参列した盛大な国際平和会議において、日本は全体をリードする予備会議構成国の一つに加わることができたのであるから、その限りにおいて文字通り日本は世界の一等国に列せられたといえる。日露戦後に日本の国際的地位が向上したことを如実に示す事例である。

しかしながら予備会議の当初予定メンバーに日本が無かった点に象徴されているように、依然として世界の基本は欧米優位であり、欧米が日本を対等な一等国として真に認めていたかどうかは疑わしい。逆に水面下では世界の勢力バランスに日本が新たに参入したことに対する警戒感が欧米人の間に募り始めていたのが、当時の世界情勢であった。米国における日本人移民排斥の機運及び日米未来戦争論などの登場はその一端を示すものである。[14] 当時の日本は、対外関係から見ると国際的地位を向上させたことは間違いないが、同時にそれに伴う強い風当たりを受けるという複雑な立場に置かれるようになったのである。また国内に目を転じると、日露戦争中に発行さ

れた国債償還の重圧と戦後の新しい海軍増強路線のために財政が逼迫しており、[15]その克服と増加人口の受け皿確保のために国内経済の活性化が喫緊の課題であった。[16]しかしながら、それにも拘わらず、当時の日本社会の実態は人心の弛緩や享楽主義が目立ち、[17]社会の活性化とは逆方向に進みつつあるように思われた。かかる内憂外患を抱えた日本が、見かけ上の一等国の地位に満足しては自滅の道を歩むことになりかねないがゆえに、一層身を引き締めて、列強に侮られないだけの内実を急ぎ備えなければならないと焦燥せざるを得ないのである。

このような意識を土台に、井上ら内務官僚達は今後の日本が向かうべき進路を次のように捉えていた。すなわち、日本が日露戦争の勝利で世界から注目される存在になったからといって油断してはならず、「平和の戦争」はこれからである。貿易、学術、工芸等あらゆる分野において、各国が実力の競争をしているのが今日の世界であり、[18]この激しい「生存競争」に生き残るために、各国は放任主義から脱却して、政府が国民の力を助けるために積極的に意を尽くしているのである。[19]かかる国家間の生存競争時代にあって、日本は国力で明らかに欧米列強に劣っており、[20]この劣位の状態を脱しなければ日本の未来は無いと考えていた。井上は、日本はあらゆる分野における列国間の競争で「優勝旗」を獲得せねばならぬが、そのための決戦は既に目前にあり、我々は直ちに「進軍の急鼓」を打って進まねばならぬ、という勇ましい檄を飛ばしたこともあった。[21]

以上のように、一等国として恥ずかしくないだけの実力を整え、平時の戦争である国際競争に勝ち抜くことが、当該期日本の国家的課題であった。[22]この課題を達成するために、日本は実力涵養のため一層の努力をしなければならないわけだが、そのための一手段として内務官僚によって強調されたものが、地方からの社会活性化策であった。当時、地方改良運動と呼ばれたものがそれである。地方からの活性化が必要である所以は次のように説明された。すなわち、列国間競争の中で日本が国運を進展させるためには、国民各個にその自覚を持たしめると同時に多数が互いに協力し合わねばならぬ、そのためにいま必要とされているのが地方自治であり、[23]地方団体の役

割は一層重くなってきた。[24] なぜなら中央政府のみが日本全体を維持するために精を出すだけでは「致方がない」のであって、一万三千の町村が協力して維持しなければならぬのである。地方団体が一つでも強くなれば、それだけ国の実力が増強されるのであり、地方団体が一つでも元気になれば、それだけ国の元気が増すのである。それゆえ、自治体の一挙一動が国の興廃を左右するという気構えで必死に立ち向かえば、平和の戦争の中でも日本は必ず勃興するに違いない、[25] とされた。

このような地方からの社会活性化策は、中央に財政的余裕がなく、社会一般の人心弛緩が憂慮されていた当時の状態から考えると自然な選択であったと思われる。しかし、これらの社会的背景に加えて、いま一つ当事者の意識から明白に伺われることがある。それは、この方策自体もまた、欧米列強を強く意識した結果であったという点である。すなわち、富強を誇っている欧米列国は地方社会の末端から活力を引き出すべく尽力しており、それ故に国家全体の富強を得ているというのが内務当局の認識であり、[26] 列強と同様の方策を取ることは、世界の「文明の大勢に一致」[27] する道であった。

常に自分の前を走り続ける欧米列強の姿をイメージしながら、これを追走していたのが当時の日本である。「他の長を取り、己の短を補ひ」たい[28] とする当局は、手法についても欧米に範を求め、地方からの社会活性化策を輸入したことになる。この方策の中に福祉に関わる部分も含まれていた。ここで社会の活性化策と福祉が結び付くのは、当時の社会活性化策が以下に述べるように主に人的資質の向上に力点が置かれていたからである。例えば先の井上講演では、欧米列強が経済的・社会的に繁栄している理由として、欧米人が人的資質に優れている点が挙げられている。アメリカは富が盛んで前途有望な国であるが、この国では教育が進み、優れた人物が多いが故に繁栄しているのだと彼は捉えていた。[29] また、ドイツは日本と同じ新興の一等国であるが、対外輸出量では日本の八倍の実力を既に有しているが、[30] その背景には、ドイツでは労働者が就業したまま各々の職業に近い補習

教育を受けられるようになっており、生産性の更なる向上を図るために努力していることが関係していると考えていた。[31] イギリスでも、正直で勤勉を尊ぶ国民性があり、その心を基に万物の改良を進めようとしている。最近では勤勉と正直な心で地方自治が能く整っている町を勤勉市、良心市という新造語で称し、かかる自治体の拡大を奨励している程であり、イギリス人の態度には感服せざるを得ない、と評していた。[32]

このように井上の見るところでは、欧米列強が富強を誇っているのは、各々の国が国民の資質を高めることが大切であると考え、その向上に力を注いでいるためであった。今日の世界は結局のところ「人の競争」の時代であると、講演冒頭で述べられていた点からも、[33] その認識が伺える。世界の競争が人的資質の競争であるならば、日本も国民個々の質的向上をはかる必要があり、そのための手段として期待されたのが地方からの社会活性化策ということになる。具体的内容としては実業教育や産業組合の奨励、地方事業担当者の自覚促進などが強調されていた。しかも、必ず欧米における同種施策の現状が紹介されながらこれらの必要性が説かれており、欧米列強への対抗心に燃えていたことが、ここからも鮮明に伺える。

このような社会活性化策の中で福祉は、国民資質の向上手段の一つとして期待されていた。実業教育や産業組合などの施策と同レベルで福祉が扱われ、しかもそのような扱いの福祉が大きなウエイトを占めていたと言えば、今日的感覚からは奇異に映るかも知れない。しかし当時においては、これらが同じ社会活性化策として少しも違和感なく融合していたところにむしろ特徴があったと言える。例えば右の井上講演中、フランスの「地方自治」について紹介すると前置きをしながら彼が実際に話した内容は、実にその六割程がフランスの貧者救済事業とその比較のために触れられた欧米及び日本の救済事業に関する話であった。[34]

福祉に関わる事業が人的資質向上に役立つと考えられた理由については、当時の福祉論の内容を考察することで自ずから明らかになろう。以下、章を改めて考察を加えたい。

（1）前掲『財団法人中央社会事業協会三十年史』二四―二五頁。

（2）生江孝之先生自叙伝刊行委員会編集発行『生江先生口述・わが九十年の生涯』（昭和三三年七月三一日、以下「生江自伝」と略す）九五頁。

（3）前掲・吉田『日本社会福祉思想史』は賛否両論はあると断りながらも、日本救済事業の理論化、日本社会事業教育の系譜はこの講習会に求められるとしている（四三四―四三五頁）。

（4）明治四年生まれの井上は内務省入省後、明治三三―三四年に欧米の社会事業を視察して帰国して以降、専心社会事業研究に情熱を注ぎ、明治四二年五月に法学博士を授与された。

（5）床次が地方局長を務めたのは明治三九年一月―四四年九月までであったから（戦前期官僚制度研究会編・秦郁彦著『戦前期日本官僚制度の制度・組織・人事』〈東京大学出版会、一九八一年一一月三〇日〉三三一頁）、ほぼ本稿の考察対象時期が、床次・井上時代に合致する。

（6）前掲・生江自伝、九九頁。

（7）明治三四年内務省入省の中川望は当時の省内の雰囲気を知る人物であるが、「明治の社会事業というものは、とにかく井上さんが初めてものにされた」と評価している（大霞会編『内務省外史』〈財団法人地方財務協会、昭和五二年一一月一一日〉六二―六三頁）。明治四二年から内務省嘱託を務めた生江孝之も、社会事業と福祉事業の発達に「殆ど生命を忘れて」尽力した井上によって、その基礎が作られたと評している（前掲・生江自伝、二〇四頁）。当時内務省地方局内に特別に作られていた食堂で、局長を中心に省内若手有志が集い先輩と懇談する中で若手が育てられていったことは、これに関係した者によって熱く述懐される話であるが、その輪の中心には井上の姿も当然あったはずである。中川や生江は、この時代の地方局食堂の経験を持っている（同右・中川及び生江の述懐）。

（8）内務省地方局編『地方改良事業講演集・上巻』（明治四二年一二月二五日、非売品）を参照のこと。同書に井上の講演「自治訓練の方法」（以下、「井上講演」と略す）が収録されている。下巻を合わせた全部の講演記録から各講演の分量を頁数からおおよその比較をすると、講演者一人当たりの平均分量はせいぜい二、三十頁分程度であり、多い者でも五十頁程の分量であるのに対して、井上のみは一人で一三〇頁余の分量を費やしており講演者中、最長であ

る。しかも講演集の収録順は、閉会日における内務次官の講演に次ぐ第二番目の扱いである。講演集での位置及び分量の多さから、井上講演は事実上の最重要講演であったと見做し得る。

(9) 宮地正人『日露戦後政治史の研究』(東京大学出版会、一九七三年一〇月五日)二九―三〇頁参照。

(10) 前掲、井上講演、八一頁。なお、この井上の発言は同右・宮地『日露戦後政治史の研究』(一七頁)でも紹介されているが、福祉論との関係については言及がなく、また同書は本稿の視点とは異なる立場から論述がなされている。

(11) 同右、井上講演、一五九―一六〇頁。

(12) 井上講演では「昨年」と述べられているが、正しくは講演の二年前になる。なぜ昨年と称したのか理由は不明である。同会議で作成された条約の調印完了が翌明治四一年六月(田口卯吉編『日本社会事彙・下巻之二』〈明治四一年一二月・第三版、国書刊行会復刻発行、昭和五〇年四月二八日〉一六〇四頁)であったことと関係があるのかとも想像されるが定かではない。

(13) 三宅雪嶺『同時代史・第三巻』(岩波書店、昭和二五年一二月二〇日)五〇三―五〇四頁。

(14) 例えば、麻田貞雄『両大戦間の日米関係』(東京大学出版会、一九九三年一二月八日初版)第一章、第六章、佐伯彰一『外から見た近代日本』(講談社学術文庫、昭和五九年七月一〇日。底本は日本経済新聞社、昭和五五年刊行の同題書)「3 近代の日米関係」、澤田次郎『近代日本人のアメリカ観』(慶應義塾大学出版会、一九九九年一一月一五日)前編第二章などを参照のこと。

(15) 当該期の日本では国債費と軍事費の合計が少ない時で全歳出中の二割、多い時で約六割強を費やしていた(井上光貞・他編『日本歴史大系・普及版・15・明治憲法体制の展開[下]』〈山川出版社、一九九六年一一月一〇日〉一七九頁掲出の「41表」参照)。

(16) 荘田平五郎「救済事業に関する雑感」(『慈善』第二編第二号)一七―一八頁。

(17) 当時の世相については、軽佻浮薄の風靡、物質万能主義と享楽主義の横行、熾んなる奢侈淫靡の風、放漫と荒怠、気の驕れ、子が父母に駄々を捏ねるが如き我侭勝手、などの言葉で評される程の有り様であった(野村重臣『近代日本政治社会思想史大系』〈国民評論社、昭和一六年一〇月二〇日〉一二四頁、三宅雪嶺『同時代史・第四巻』〈岩波書店、昭和二七年三月二五日〉二二頁及び二〇七頁を参照)。このため時の桂太郎内閣は人心引き締めの必要を感じ、

大博覧会の中止や馬券発売禁止などの措置をとったが、最も象徴的な対応は明治四一年九月に「戊申詔書」の煥発をみたことである。忠実業に服し、勤倹産を治め、華を去り実に就くことを説いたこの詔書は、教育勅語と相俟って拳々服膺すべきものとして全国津々浦々に浸透したと言われる（同右・三宅『同時代史・第四巻』一五―一六頁）。当時の内務官僚・中川望が後に回想する所によれば、右詔書の煥発や、これと並行してなされた中央報徳会の創設とその活動及び模範町村の奨励など当時内務省が先頭に立って励行した諸施策は、いずれも日露戦後の浮薄な世相を放置できないという意識からなされたという（前掲『内務省外史』六三―六四頁）。

(18) 井上友一『列国の形勢と民政』（報徳会、明治三九年一二月一五日発行、明治四〇年五月五日再版発行）中の「序」一―二頁。

(19) 内務次官・一木喜徳郎「自治の本義」（前掲『地方改良事業講演集・上』）一七―一九頁。

(20) 井上は、八大強国の中で外国に借金をせねば立ち行かないのは日本だけであるし（前掲・井上講演、八六―八七頁）、生産量、輸送量などの経済的要素もさることながら、生活難の程度や収監者数・自殺者数の多寡などの社会的要素を加えた総合的な「国力」から見ても日本は列強に劣っており、誠に悲しむべき現状である（井上友一「感化救済事業の要綱」〈『慈善』第三編第三号〉四―六頁）、と嘆息している。

(21) 注(18)に同じ。

(22) それは内務官僚だけの意識ではなく、当時の日本社会に浸透していた共通意識であった。例えば、当時の総合雑誌『太陽』は、日露戦後の国家経営を特集した増刊号の巻頭において、日露戦争で日本は世界の一等国になったけれども、一等国とは単に武力が優秀であることを言うのではなく、国民の生活状態の総てが高度の文明状態にあることがその指標であるとし、それに向かって進むことが戦後経営の方向であるとしていた（第一二巻第九号、明治三九年六月一五日、「戦後経営」特集扉の一頁）。

(23) 前掲・一木「自治の本義」一一―一七頁。

(24) 前掲・井上講演、一五九頁。

(25) 同右、一六一頁。

(26) 例えば前掲・井上『列国の形勢と民政』の内容は全編がその典型である。

(27) 前掲・一木「自治の本義」二一頁。
(28) 前掲・井上『列国の形勢と民政』六六頁。
(29) 前掲・井上講演、一三九―一四三頁。
(30) 注(20)の井上「感化救済事業の要綱」に同じ。
(31) 前掲・井上講演、五二―五三頁。
(32) 同右、三九―四一頁。
(33) 同右、三三頁。
(34) 井上講演におけるフランス自治の部分は前掲・講演集の一二一―一三六頁の都合一六頁分であるが、そのうち約九頁分は救済事業に関する内容であった。

## 三、国家発展手段としての福祉論

### (一) 自助的福祉論とその背景

国家発展のための方策として地方からの社会活性化が謳われた当時の日本においては、福祉もまたこの要請に合致する手段として期待されていた。当時の福祉論の内容もいずれも国家社会の発展という大目的に沿う形で構築されていた。その特徴的な論点を整理すると大略次の四点を指摘できる。第一に自助的福祉論、第二に社会自衛の福祉論、第三に防貧重視の福祉論、第四に日本型伝統方式援用論である。本節では、このうち最も重要と思われる第一の論点について考察する。

中央慈善協会発足時の趣意書に既に端的に示されていたように、当時の福祉論では、貧窮者救済の要諦は救済を要する者を「自営自活の民」に転化することにあるとされていた。(1) 前出の井上講演でも救済事業における「最新式」の主義の眼目は漸次に勤勉な良民にしてゆく点にあると述べられていたし、(2) 当該期における井上の代表的

著書においても、貧民を救う最良の法は之に対して其自営の風を興すに在り、之に独立経営の道を与ふるに在り、と明記されていた。[3] これらの発言の中で求められている独立自営とは、自らの汗で自活でき、救助を受ける必要のない通常の生活状態のことである。本稿では、このような状態にある人を便宜上、「自助的人間」と呼び、その状態に引き上げる目的を以てなされる救済のことを「自助的福祉」と称することにする。これを当該期福祉論の第一の特徴として挙げておきたい。

当時の議論の中には、この自助的福祉の見地からする主張が多数見られ、当時の福祉論の骨子になっていたといえる。右に紹介した以外でも、例えば、内務省地方局長・床次竹二郎は明治四三年の感化救済事業講習会の中で、救助すべき人々に対して「独立自営」の精神を充分養うようにして貰いたい、と参加者に要望していたし、[4] 床次の次の地方局長である水野錬太郎も翌年の同講習会で行った感化事業・救児事業に関する講演の中で、救護すべき少年たちに対しては他者に依頼する観念をなるべく退けるよう導く必要があることを強調していた。[5] いずれも自助的福祉の勧めである。特に右の床次講演では彼は前置きの言葉を添えて、このことは「誰でも申す話であり、何方も然う御考へに成って居る事柄でありませう」と断った上で話を進めている。[6] この前置きの言葉からも、自助的福祉論が関係者の間では当然のものとして普及していたことが伺える。

かかる自助的福祉論が好ましいとされた理由については、次の二点において社会の活性化にプラスになると考えられた点を指摘することができる。第一に、自助的福祉によって非自助的人間が自助的な人間に転化できれば、それだけ「生産的人間」が拡充されるという期待があった。例えば、協会会長の渋沢栄一は明治四三年に自らが主催した会合において救済事業の必要性を次のように説いている。すなわち、救済事業は経済上の関係から考えても最も力を尽くさなければならぬ、なぜなら救済事業により「生産的労働力」を増加させることができるからである、と。[7] 別のところでは協会評議員の田中太郎が、貧窮者が貧窮の故に不良な人間に転落する前に彼らを救

えれば、再び彼らを「生産的の労働力」となし得るのであるから、慈善を考える時にも単に宗教的道徳的な感情だけでなく経済的関係を重視してこれを営むべきである、と主張していた。[8] また井上友一も明治四四年の感化救済事業講習会での講演において、目下の世界の慈善事業専門家の見解では、貧者救済の原則は人間の勤勉力を増すことに置かれており、[9] 単に人道博愛という視点だけではなく、「一人でも役立つ処の人間」を多く造り出すという国の必要から当該事業が求められていることに最も注意すべきであると述べ、生産力増強の観点からする救済論が世界の主流であることを強調した。[10] 以上の諸発言から、自助的福祉論の土台には、生産的人間を拡大することにより社会活性化の原動力を拡充強化したいとする動機が存在していたことが分かる。

第二のプラス点として、自助的福祉は自助的福祉に非ざる福祉を行ったときの弊害と比べると格段に有利であると考えられたことがあげられる。なぜなら、非自助的福祉は過保護な福祉を行うことを意味し、それは個々人が自らの力で向上しようとする意欲を削るため、本来は自助的人間であった者までもが非自助的人間に転落しかねない。その結果として社会の活力が奪われれば逆効果である。逆効果のために費用を支出するのは浪費に外ならず、少しも意味がないことになる。当時の日本では「濫救」という言葉によって盛んにその弊が指摘され戒められていた。この弊害除去が強調された要因の一つとして、日本の当局者がそれまでの各国の負の経験に学んでいたことを指摘しておきたい。外国の前轍を踏むべきではないということである。[11] 実際に外国の歴史の中には、非自助的福祉によって「惰民」が助長され社会にマイナスの影響を及ぼした事例があった。

当時、必ず引き合いに出されたのがイギリスの事例である。例えば内務省嘱託の生江孝之は次のようにいう。古くから救貧法が施行されていたイギリスの歴史の中でも一六七〇年から一八三四年までの救貧制度は、「最も病弊」が顕著な時代であった。この頃のイギリスでは国又は都市が労働者に対して予め一定の労銀を定めておき、実際に労働者が手にする労銀がその額に達しない時にはその差額を救貧法によって補充し、さらに健康体で失業

中の者には救済委員が責任を以て職を探し与えるという制度を採用していた。しかし、その結果は惨憺たるものであった。第一に膨大な労銀差額の支払いを余儀なくされ財政が圧迫された。第二に、必然的に納税者の負担が増大した結果、それまで納税できていた一般市民の中からも納税不能となって救助を受ける側に転落する者が現れた。第三に、工場経営者の中には予め労銀差額が支給されることを見越して故意に安価な賃金で労働者を雇い、公費支出を平気で当てにする不届きな者も現れた。第四に、一般に社会全体の道徳心が頽廃し、救貧法の適用を受けない方が損である、税金を払って余計の負担をするよりも救助を受ける方が「当世風の小利口の人間」であるという風潮が生まれるに至った。これら全ての弊害の帰結は、膨大な救護費の支出を招来し、そのため、この時代が最も多額の救済資金を費やすことになった。(12)

以上が生江の指摘である。労銀の完全保証という点から見ると、このイギリスの救貧法は一部で社会主義を実践したようなものであったが、結果は失敗であった。人は安きに流れ易いから他から安易に生活の保証が与えられる過保護の下では社会の負担が増大するばかりで、ついにはその負担に社会が耐え切れなくなるのは当然であろう。もっとも生江がこの例を紹介していた頃のイギリスでは既に最悪の救貧法時代を脱していたわけであるが、しかし当時の日本では、このイギリスの経験は決して過去の話として突き放して考えられてはいなかった。例えば、前出の田中太郎によれば、イギリスでは二十世紀初頭の今日でも、一年当たりの公費救助額は一億八千万円の巨額に及んでおり、それはデンマークなどに比して今でも寛大な救護が実施されているからである、と見られていた。働くよりも救助によって据膳で飯を食べる方がよいと考える狡い怠惰な者にも救助をするから、費用が巨額にならざるを得ない、この事実を日本も大いに鑑みるべきである、と田中は主張する。さらには、明治二三年の第一議会で窮民救助法案が不成立に終わったことも、今から見れば「仕合はせ」であったかも知れない、とさえ田中は述べていた。(13) 生江や田中の指摘から、かつてのイギリスの失敗が日本に再来することを何よりも恐れ

ていたことが分かる。前述した通り当時の日本が置かれた状態を考えれば、新たな重荷を背負うことは是が非でも避けねばならぬことであったから、かかる弊害が強く警戒されていたとしても少しも不思議はない。

さらに言えば、イギリスの轍を踏むべきではないという考えは、これもまた当時の世界に共有されていた考え方であると、当時の日本の関係者は受け止めていた。例えば生江はデンマークを指して、ここでは救児事業に際し救護する相手によって応対を変えており、「懶惰者」に対しては懲戒的取り扱いをなし、勤勉者には助成的取り扱いを行い、その寛厳宜しきを得たる状態にあって成績もよい、と高く評価していた。[14] 協会評議員の荘田平五郎も、欧米各国からも注目されているデンマークは研究するに値する国であると述べている。荘田はさらにモンテネグロを挙げて、この国は欧州で国費による救助者が一人もいない唯一の国であり、それは独立自営の精神が旺盛である証拠である、それゆえ小国でありながらも独立国家として存在できているのだ、と指摘していた。[15] 国民個人の自助的精神の旺盛さが一国の独立維持にも通ずるという観点は明治末においても健在であることが分かる。かかる観点から世界の現状を眺めても、かつてのイギリス救貧法とは異なる自助的福祉の方向に進むことが適切であると映っていたわけである。

以上、本節では二つの利点から自助的福祉論が説かれていたことを確認した。すなわち、これを採用すれば、(1)生産的人間を増強することで社会の生産力が高められるし、(2)無用の救済費支出が抑えられると共に、生産的人間を非生産的人間に没落するのを防止できるので、いずれの点からも社会を利することになる。しかも世界の国々もこの道を選んでいると認識されていたから、その点でも、自助的福祉を採用することは好ましいと考えられたのである。[16]

### （二）他の論点とその功利的発想

第二の論点として「社会自衛の福祉論」を挙げられる。犯罪の未然防止など社会の自衛のためにも福祉は必要であるとする見解のことである。例えば、中央慈善協会発足時に、当時の法相・岡部長職は祝辞を寄せ、その中で、文明進歩と共に激甚となる個人の生存競争において、その敗者は「不識ノ間ニ法禁ヲ犯シテ一身ヲ過リ、社会ヲ害スルニ至ル」ことがあるから、健全な社会の発達のためにいずれの文明諸国でも、これら薄幸の民を救済する設備が普く行われている、と指摘した[17]。福祉を犯罪防止の手段と見る典型例である。田中太郎も外国の事例を紹介しながら社会自衛の福祉論を次のように述べている。今日では慈善若しくは救済の言葉の意味は旧来よりも広くなっており、米国の慈善事務を取り扱う役所がそうであるように、そこでの任務には防貧が含まれるだけでなく、犯罪の予防救治も含まれるのである。窮民は何ものも持たないけれども「他人を叩いて財を奪ふ力」は持って居るから不祥なる現象が生じないとも限らない、だから貧富の格差を放擲することはできないのであり窮民に手当をすることが必要なのである、と[18]。以上のような観点からする主張が社会自衛の福祉論である。

当時の日本では、明治四一年からスタートした「感化救済事業講習会」の名称に端的に示されているように、感化事業と救済事業は当然の如くに融合したものとして扱われていたが、感化事業は少年犯罪者とその予備軍を監獄外において更生させようとする事業であるから本来は弱者救済の福祉とは別のものである[19]。それでも両者が融合して扱われたのは、右のような社会自衛の福祉論が接着剤として存在していたからであり、その事実から見ても、この論点は当時の福祉論における重要な要素であったといえる。

但し右の福祉論が必要とされた理由については、防犯に役立つという論理だけに拠っていた訳ではなかった。そこには、いま一つコストの面からする視点があった。例えば、渋沢栄一が先に生産的労働者の育成という観点から自助的福祉論を述べていたことは前述したが、この時彼の言う経済上の関係には、労働生産性の意味とは異

なる側面も含まれていた。すなわち、もし困窮者が困窮の極みの結果として盗賊を働いたとすると、裁判や監獄の世話にならざるを得ないが、それらの費用は困窮時に彼を助ける費用よりも幾十倍も要することになる、従って予め救済の方法を講じたならば困窮者の幸福のためだけでなく、社会全体としても損害を防いで福利を増進することにつながる、というのである。[20] 社会が負担するコストが安価になるという意味での経済性を強調する渋沢の姿勢は至る所で見られるが、ここでもそれが遺憾なく発揮されている。[21]

コスト面からする社会自衛の福祉論は、当時の内務省嘱託にして監獄事業の先駆的専門家であった小河滋次郎によっても以下のように述べられている。すなわち、警察や監獄などが繁盛するのは犯罪予備軍の児童に対する保護を怠った結果であり、そのために社会が負担する「害」は著しいものとなるが、予め幼者保護のために国が金を出すことは恰も有利の事業に対して資本を卸すのと同じであり将来二倍三倍になって国家に益をなすのである、と。[22] コスト意識はすべての論者に徹底していたことが分かる。

また防犯と福祉に関連して、児童保護の問題が、この頃の日本では主に犯罪防止の観点から論じられていた点も特徴的である。前出の生江は、児童虐待防止に関連した言説の中で、児童保護救済事業が必要なのは単に人道上の理由だけでなく、それが社会自衛上最も緊切重要のものだからであると、米国の同種事業の先達から聞かされたことを紹介している。[23] 出獄人保護事業の民間功労者として知られた原胤昭も、虐待された児童は確実に「根性曲り」となり、由来それは犯罪人の性情であるから、やがて彼らは強窃盗放火殺人という大罪を犯すことになりかねない、それゆえ未然に大犯罪人を防遏するには児童虐待の防止事業が必要である、と考えていた。[24] かかる主張が多く見られたのも、当時の少年犯罪の背景に複雑な家庭事情による経済的貧困があったためであり、防犯と福祉は密接に関連し合っていたわけである。

以上、犯罪の未然防止と社会コストの低減という二つの理由から説かれた社会自衛の福祉論であるが、ここに

も社会全体の利益をいかに拡大するかという功利的視点が顕著であった。根本の目標が社会の利益増大にあったという意味では自助的福祉論とも同根であるといえる。そのことを示す典型が、生江の次の発言に見られる。彼は愛知県で行われた慈善大会における講演で次のように述べている。すなわち、今日では救済事業を慈悲博愛などの精神だけで考える時代は終わり、現在は社会自衛のためにどうしても救済事業を致さなければならぬと云ふ時代になった[25]、なぜなら児童青年は次の未来の国家を造る要素であり、これが不健全で不良であれば、その国も不健全で欠陥を持つことになる、従って社会の発展を希望するなら児童の救育を忘れてはならぬのである、と[26]。青少年を犯罪者にではなく、有能な国力増進要素に育てることで社会の発展に寄与させようというのであるから犯罪防止の観点を越えている。国家発展手段の観点からする児童保護は自助的福祉論と同じであり、二つの論が融合して説かれていた。国家を発展させたいとする願望が共通の土台にあったためである。

当時の福祉論における第三の特徴点として、救貧より防貧を重視しようとする「防貧重視の福祉論」が挙げられる。この例として、ここでもまず生江孝之の主張を指摘しておきたい。彼は、救済事業が真に目的を達するためには防貧的でなければならないと述べたことがある。その理由は、欧米各国の事例を見ると、貧窮に陥った者を救済するよりも貧民にならぬように心掛けるやり方を採用している所の方が負担が少額で済んでおり、加えて国民一般の徳義心が発達し、独立自営の民を多くするという点から見ても好ましいとしていた[27]。同じことを協会評議員の江原素六も、次のように述べている。すなわち、社会の進歩に追いつかない旧式の日本の農業では前途の生活に一大変化を起こす事は明らかであり、日露戦後の社会変化に対応できないことで多数の貧民が生じるようではいけない、そうならないように手を打つのが慈善事業の役目であり、だからこそ善き事業なのである、と[28]。いずれも防貧を重視すべきとする主張である。救貧のために高いコストを支払うよりも、予め手当をして救護を要しない状態を保つ方が効率的であるというのであるから、この論点も功利的発想に基づくことは明らかである。

しかし同時にこれもまた、生江が述べていたように外国の事例に学んだ結果でもあった。

内ケ崎作三郎が指摘する所によれば、かつてイギリスの社会問題研究家の第一人者であるシドニー・ウエッブとその妻が来日したおり、日本に次のような助言をしたという。すなわち、日本が社会事業で努力しつつあることは結構なことだが、西洋でかつて手を焼いたことまでも行う必要はない、イギリスがそうであったように、貧民として「堕落」し切ってから、これを救済するようなやり方ではなく、貧民になるのを「予防」することにこそ力点を置くべきだと、ウエッブは繰り返し説いたという。[29] 外国の手法に学び、早く世界水準に追いつきたいと考える日本であったから、ウエッブの助言をそのまま受容したとしても不思議ではない。別の者の指摘によれば、右のウエッブの助言を直接受けたのは生江であったというから、[30] 彼が防貧重視論を強調していたのも頷ける。

最後に当時の福祉論における第四の特徴点を簡略に記しておく。すなわち、従来の日本の伝統的救済方式である家族主義や隣保主義を活用し、なるべく公的救助を少なくすることが、自助的精神の涵養の点からも、また費用の節約の点からも望ましいのであり、徒に外国の模倣をすることがよいのではないとする論点があった。これを本稿では「日本型伝統方式援用論」と称しておく。例えば、床次竹二郎は協会主催の懇談会で演説した中で次のような主張を展開したことがある。日本の古来からの社会は家族を中心に成り立っており、従って自分の家から世の中に迷惑になる者を出したり、他の救助を仰がねばならない状態となることは、その家の「恥辱」であったから、日本の慈恵救済費用は欧米と比べて極僅かの額で済んできた、このような家族主義の風俗を維持することは、我が国の慈善事業従事者が最も心すべき肝要の点である、と床次は強調した。[31] ここで意識されていることは費用が僅少ですむという点であったから、この論点も功利的発想によるものであることは言うまでもない。ただし同じ功利性の追求でも、単に欧米方式の模倣ではなく、日本独自のものにも着目しようとする点に注意しておきたい。これは、後述するように、欧米に学びつつも、欧米をライバル視し、対抗意識に燃えていた当時の日

本人の心理が反映されていると考えられるからである。

以上、本章で考察した四つの論点を総括すると、福祉を国家社会全体の利益を向上させる手段として位置づけて、常に功利的な発想でとらえていた所に当時の福祉論の特徴があった。当時の日本に課せられていたものが、社会を活性化させ、国家の総合的な富力を急速に発展させることにより、日本が真に一等国であることを欧米列強に認めさせることであったから、そのためには持てる手段を総動員する必要があった。その際に、福祉に関連する事柄についても、右の課題に役立つものがあるならば、それを利用しようと考えるのは自然であろう。しかも、当時の世界における福祉論の主流も同じ方向にあると当時の関係者は認識していた。欧米に追いつくために欧米と同一の手法で、同一の道を急いで走り始めたのが当時の日本であった。

（1）「中央慈善協会趣意書」（『慈善』第一編第一号、巻末）。
（2）前掲・井上講演、一二九頁。
（3）井上友一『救済制度要義』（博文館、明治四二年三月三一日）二三六頁。
（4）床次竹二郎「感化救済事業当局者の心得」（『慈善』第二編第三号）二七頁。
（5）水野練太郎（ママ）「感化救済事業当局者の心得」（『慈善』第三編第二号）七頁。
（6）注（4）に同じ。
（7）渋沢栄一「慈善救済事業について」（『慈善』第一編第四号）三三頁。
（8）田中太郎「慈善事業に就て」（『慈善』第二編第一号）四一頁。
（9）（10）以上、井上友一「感化救済事業の要綱」（『慈善』第三編第三号）三―四頁。
（11）例えば前掲・床次「感化救済事業当局者の心得」二八頁。
（12）以上、生江孝之「欧米に於ける慈恵救済事業の趨勢」（『慈善』第一編第一号）四六―四八頁。
（13）田中太郎「泰西社会事業視察一斑」（『慈善』第一編第四号）五一―五四頁。

(14) 生江孝之「海外に於ける救児事業一斑」(『慈善』第二編第三号) 七七頁。
(15) 荘田平五郎「救済事業に関する雑感」(『慈善』第二編第二号) 一二―一三頁。
(16) なお、このように見てきたとき、自助への転化が殆ど不可能に近い者についてどう扱うのかは気掛かりな点として残る。この点は当時の『慈善』では深く論じられていない。例外的に、先天的要素によって自力で生活を営めない不幸な人について言及した京都大学講師の米田庄太郎の一論稿だけを指摘できる程度である。米田は、欧米ではこのような望ましからざる人々の繁殖を阻止する論さえあることを紹介して、この問題に触れている。ただし彼自身は繁殖阻止論を支持すると明言している訳ではなく、「嗚呼厄介なる哉遺伝低格者」と嘆くのみであった(米田「貧民の研究」〈『慈善』第三編第三号〉八六―八七頁)。但し、後述するように当時の福祉論には人道的見地から救済は当然であるとする考え方も存在したから、米田が悲嘆するケースもその立場から対応可能と言える。ただ実際がどうであったかについての判断はここでは留保しておきたい。
(17) 司法大臣・岡部長職「祝辞」(『慈善』第一編第一号) 一一九頁。
(18) 田中太郎「慈善事業に就いて」(『慈善』第二編第一号) 四一―四九頁。
(19) 例えば『慈善』誌上でも「一記者」が「元来感化事業なるものは、其監理の方法教導の性質に於て、普通一般の慈恵救済事業と、全然趣きを異にする」ものだと述べている(「井之頭学校」〈『慈善』第一編第二号〉九三―九四)。
(20) 前掲・渋沢「慈善救済事業に就て」三三―三四頁。
(21) 前出の田中太郎も、窮乏の結果として生ずる犯罪者に対処する費用に比べ、初めに彼を救えば些細な労力と金銭で良民となすことができると述べていた(前掲「慈善事業に就て」四一頁)。
(22) 小河滋次郎「欧羅巴に於ける児童保護の現状」(『慈善』第二編第四号) 一五―一六頁。
(23) 生江孝之「泰西に於ける救児事業」(『慈善』第一編第二号) 四三頁。
(24) 原胤昭「児童虐待防止事業」(『慈善』同右) 六九頁。
(25) 生江孝之「慈善事業に対する時代の趨勢」(『慈善』第二編第一号) 五一頁。
(26) 同右、五七頁。
(27) 前掲・生江「欧米に於ける慈恵救済事業の趨勢」六八―六九頁。

(28) 江原素六「慈善事業研究の時機」（『慈善』第一編第一号）二六―二七頁。
(29) 内ケ崎作三郎「英国に於ける慈善事業の瞥見」（『慈善』第三編第四号）二三頁。
(30) 前掲・井上「感化救済事業の要綱」一一頁。
(31) 床次竹二郎「慈善事業の三要素と信仰心」（『慈善』第一編第三号）三頁。

## 四、文明進歩の指標としての福祉論

前章までの考察で明らかな通り、当時の福祉論では国家社会の発展手段として福祉を位置づける見方が顕著であり、そこに最大の特徴があった。それは欧米に学んだ結果であり、欧米の国々が発展しているのは福祉的措置を含む社会活性化手段が工夫されているためであるというのが関係者の認識であった。右の見地からすれば当然の帰結として、福祉の発達程度それ自体を比較することによっても、その国が先進国として富強を誇れるか否かを判断できることになる。実際、当時の日本における福祉論では、既述の論点と共に、先進文明国家として如何に進歩しているかを示す指標として福祉を捉える論点が併存していた。本稿では、かかる視点からする福祉論を「文明進歩の指標としての福祉論」と称することにする。本章ではこれに焦点を絞り、当時の福祉関係者を突き動かしていた原動力について更に深く考察してみたい。

まず、文明進歩の指標としての福祉論の中身について整理しておく。明確にこの福祉論が展開された例を紹介しよう。明治四三年五月に愛知県議事堂で第二回全国感化救済事業大会が行われたが[1]、このとき当時の内務大臣・平田東助が祝辞（内務省嘱託の留岡幸助が代読）を寄せている。その中で彼は、「一国文明の程度を測るには方今列国の間、何れも救済事業の施設如何を以て其一要素と為さゝるはあらす、而して是れ実に一国文明の内容を斎整せんか為め列国の均しく斯の業に向て鋭意尽瘁する所以なり」と述べていた[2]。救済施設の程度如何がその

国の文明の程度を示すものであるから、各国とも競ってこれに力を入れているのだという指摘は、そうであるがゆえに日本も同様にこの面に力を注ぐべきだと説いているに等しい。事実、平田は続けて、今回の大会開催を「時宜」を得たるものであると評している。[3] この言葉の意味は、今回の大会が盛大に行われることによって日本の文明が一歩前進できることを喜ばしく思うということである。当時の平田は単なる評論家ではなく内相であったから、彼自身、福祉関連事業の進歩のために陣頭指揮を取る立場にあったわけだが、その際、日本が文明国として世界から評価されたいという願望から積極的に旗振り役を努めていたことになる。井上友一もこの愛知県大会に書信を寄せ留岡に代読させている。彼もまた、欧米での積極的救済事業をいくつか紹介する中で、我邦とても此の文明の大勢に遅れることは所謂「一等国としての一大恥辱」でありますからどうか官民協同して此方面に力を尽くしたい、と力説した。[4] 一方では福祉を国家発展手段として捉えていた井上も、他方では、福祉それ自体を充実させなければ一等国として恥辱であると考えていた。福祉の充実度合いが文明国として進歩していることを証明する重要な材料であると認識していたからこそ、恥辱という言葉を用いて、その不備を嘆くのである。以上のように福祉を文明進歩の指標として捉え、その見地のみが単独で強調される点にこの論の特徴があった。

右以外にも、この福祉論の例は枚挙に暇がない。例えば、前出の中央慈善協会発足時の趣意書[5]であるが、その冒頭部では、「時運の進暢に伴ひ文明の諸国は今や百方苦心して慈善救済の道を講ぜざるはなし」と述べられている。慈善救済を講ずることは文明国であるならば当然に行われている措置であるから、我が国もそれに習うべしとする主張である。協会の幹事長を務めていた久米金彌も、欧米の慈善事業を視察した経験を織り混ぜた講演において、どうか日本も「世界の大勢に遅れないやうに」慈善事業を進めて参りたい、結局そのような考えに帰着するから、そのことを御承知願いたい、と聴衆に訴えたし、[6] 久米と同じ会場で所感をのべた協会顧問の清浦奎吾も、欧米に比して我が国の慈善事業は「幼稚」であるとし、努めて欧米などの新しい事例を調べて学ぶことが

必要であるとしていた。[7] 福祉それ自体のレベルが世界水準に達していない日本の現状を嘆き、世界の大勢に遅れまいと考えるのは、福祉の充実＝文明国の証しという図式が前提にあるからである。この尺度で見たとき評価が低ければ、井上のいうように文明国としては恥辱以外の何物でもない。それゆえ、協会幹事の内務省嘱託・中川望も、新築の家の玄関がいくら奇麗でも裏の台所が汚いままであれば立派な家とは言えないのと同じように、国家社会も他の部分がいくら発展していても、慈善救済事業のような部分が整っていなければ文明国家としては十分とはいえない、と述べるのである。[8]

いずれの主張にも、福祉の発展如何が第一等の文明国として発展しているか否かの指標であるという共通認識がある。この論点が他の福祉論の中に混在し時折強調されていた事実から、当時の関係者の中には欧米への対抗意識が強く抱かれていたことが、より直接的に伺えると思う。福祉は、それを手段として用いることで一等国としての実力を涵養し、以て欧米との国家生存競争に役立つという意味からだけでなく、福祉それ自体が文明国の証明として、欧米に対抗できる武器になると見なされていたわけである。いずれにせよ欧米への対抗意識が原動力であることに変わりない。

ここで右の対抗意識を象徴するような事例を二つ紹介しておきたい。いずれも海外での体験から、日本が文明国であると評価されるために福祉関連事業に一層力を注ぐべきことを実感した人物の論説である。

第一は明治四二年一月にニューヨークの児童虐待防止会を訪れた生江孝之の例である。その時に受けた衝撃を帰国後に記した論稿の中で次のように紹介している。すなわち彼は右の防止会主幹から、世界の文明国はいずれもこの種の児童虐待防止会を有しているにもかかわらず、「東洋唯一の文明国なる日本」において同種の組織がないのはなぜかと問われた時、返す言葉が無く、絶句せざるを得なかったというのである。[9] 文明国としての至らなさを指摘されて唇を噛み締めるしかなかった生江であるが、この無念さの淵源は、文明国ならばこの種の施設

があって当然であるという意識が、彼及び彼に質問したアメリカ人の双方に共有されていた所にある。福祉の発展程度を文明国であるか否かの指標として見る立場は、当時の世界に当然の如く存した考え方であったことがわかる。返す言葉のなかった生江も、帰国後は、余は日本でも一日も早く児童救済の組織を設立し「泰西友邦の如くならん事を嘱望して止まず」と、屈辱を雪ぐ決意を熱く語っている。[10] 欧米列強への対抗意識が彼の胸中で沸騰していたことが鮮明に伺われる。

第二は、中川望が自己の海外渡航経験から紹介している事柄についてである。彼は内務省の命で明治四二年九月にデンマークで開催された公私救済事業万国会議に日本唯一の参加者として出席するために渡欧した。帰国後その時の感想について講演したものが『慈善』に連載されたが、その中で中川は、万国会議等で外国人と話した際に、わざわざ彼の方から外国人に対して次のように述べたことを記している。すなわち、日本は幸せである、あなた方の国の進んだ所、良い所だけを取り入れることができるから、「世界の長所」を日本で見ることができるだろう、と語ったというのである。[11] 中川の発言にも、当時の日本人が欧米に対して抱いていた複雑な心理がよく反映されている。発言自体は、後進国が先進国に学ぶ際の利点として今日でも一般的に言われている事柄を述べたに過ぎないし、日本で世界の長所が開花するかはこの時点では未知数のことである。従って、右の発言はあくまで中川の主観的希望を述べたまでであるが、かかる発言を敢えて行ったことの中に、外国に対する劣等感と対抗心の交錯した心理状態が伺える。[12]

現に彼は同じ視察談の中で、日本は物質的な面で欧米と競争することは何年かかっても無理である、慈善事業も金次第と思っていたが、そもそも日本ではその金ができないのであるから、我々は古来からの忠孝の精神を用いてせいぜい一生懸命稼いで行くより仕方がない、とさえ述べている。[13] また船でサンフランシスコの港を出る時に彼は、波止場まで見送りに来た在米邦人二、三百名の姿を船上から眺めながら、派手な洋服を着ていても彼ら

の小さな身体、肌の色の悪さ、感服しない風貌から、日本人が米国で排斥されるのも無理はないと同行者に語ったという。[14] このように「風采の頗る揚がらぬ」日本というのが、欧米と比較したときの中川の偽らざる評価であった。日本は優れた国になるであろうと発言した中川も、現状では深い劣等感を抱いているのである。

しかし、だからといって決して劣等感に押し潰されていたわけではない。中川は劣等感とは異なる前向きの姿勢からも日本の将来に思いを馳せていた。すなわち、日本は東洋においては「一等国」であり、隣邦支那を世話すべき責任があるのである、その意味でも外国に学んで東洋平和のための経綸策を講じなければならないし、またそのためには国内を強固なものにしなければならぬ、それゆえこれらの仕事を思えばとても「コンナ事をしては居られぬ」というのが、彼の帰国時の心境なのであった。[15] 彼の胸中にも欧米に対する対抗意識が渦巻いていたことが分かる。その気概があるがゆえに劣等感で萎縮し切ることはなかった。それは生江も同じである。

欧米先進国には劣等感を感じつつも、しかし日本はいつまでも旧来通りではない、いつか欧米並の先進国に追いついてみせるという前向きの覚悟が、生江や中川らの発言に、また既述の福祉論の全てにも滲み出ている。そこに、繊細でありながらも逞しさを失わないでいた日露戦後日本人の心理状態を読み取ることができると思う。

なお本章の最後に、文明進歩の指標としての福祉論と欧米への対抗意識が融合したところから生じる、一つの特徴的な現象について指摘しておきたい。それは、日本の過去及び現在の福祉関連事業の中に欧米に誇れる点が部分的にでも存在することを見つけた時に、当事者はそれを誇示しないではいられなかったという点である。

例えば井上友一は第二章で紹介した講演の中で、日本各県から良村を選びその長所を絵画にしたものを日英博覧会に出品したいと、と述べていたし、また大宝律令の古より日本に伝わる「義倉」は飢饉の際に窮民を救うための備えであり、今日ではそれを基金として育英事業を行っている所もあるが、「是等の事は、西洋の慈善協会などへ紹介するほどの価値が十分ある」と考えていた。[16] 福祉関連事業を取り扱う当時の国際会議などは、その実

態を経験した中川が述べていたように、[17] 各国が自国の進んだ福祉の現状を誇らしげに披露しあう場所であったから、日本の福祉関連事業に少しでも世界に誇れる点があるならば、それが日本の評価向上につながるから是非とも紹介したいと考えるのである。福祉がその国の進歩を示す指標であるという認識と、欧米への対抗心の二つが直結して生み出された態度である。

同様の姿勢は生江孝之の次の発言にも伺うことができる。彼は感化事業に関して行った講演の中で次のように述べたことがある。――確かに日本は感化事業でも遅れている。しかし感化院の名称をなるべく用いずに他の言葉で代用している点は、感化事業から懲罰的な意味合いを薄くしていることの現れであり、それは欧米に比しても誇り得る事である。また外国のそれとは違い、感化院の立地場所が都会の喧噪から離れた所にあって、少年の更生に相応しい所に置かれている点では、既に日本の感化院は世界に冠たるものがある。この上さらに事業従事者が自らをも感化する程の意気込みで取り組めば、日本の感化院は「天下に於て決して恥ぢざるのみならず、遂には模範感化院として世界に示すことが出来る」であろう、と。この演説に聴衆は拍手喝采を送った。[18]

名称、立地場所で優れていることは、必ずしも当該事業全体の優位性を意味するものではなく、そのことは生江自身が、日本は確かに遅れているとした冒頭部分で認めていた。しかしそれでも、少しでも欧米より優れているところがあれば、それを誇らずにはいられないのである。とりわけ生江は右のような僅かの優位点を、世界に冠たるもの、世界の模範、などという最上級の形容で評していたが、かかる誇大な表現を用いる彼の心理を察するに、そこには先進文明国たる欧米列強に対して一矢を報いたような、一種の爽快感を感じているようにさえ思われる。その心境は生江に拍手喝采を送った聴衆も同じであったはずである。この心理作用も換言すれば欧米に対する劣等感が強かったことの裏返しであると同時に、列強に対する旺盛な対抗心の現れであったといえよう。

以上本章で紹介した内容をまとめれば、欧米列強に比較して依然劣っている日本を名実共に一等国並に引き上

げるためには、福祉関連事業そのものについても、これを発展させる必要があると考えられていたことがわかる。なぜなら福祉は、それ自身が文明国家としての進歩の程度を示す指標と考えられていたからである。世界に真の一等国として認めさせることを熱望していた当時の日本としては、福祉それ自体の発展程度が文明国としての評価尺度になるとすれば、これに力を注ぐべきと考えるのは自然の帰結である。かくて文明進歩の指標としての福祉論が強調されることになる。この論点が、既述の国家発展手段としての福祉論と表裏一体の関係にあったところに当時の福祉論の特徴があった。当時の福祉論の最大の原動力は欧米列強への対抗意識にあったのである。

（1）「全国感化救済事業大会記事梗概」（『慈善』第二編第一号）一一二頁、一一〇頁及び同号目次裏参照。
（2）「内務大臣告辞」（『慈善』同右）一一一頁。
（3）同右、一一二頁。
（4）井上友一「積極的救済事業」（『慈善』同右）一三四頁。
（5）前章の注(1)に同じ。
（6）久米金彌「欧米に於ける慈善事業の新傾向」（『慈善』第二編第三号）二〇頁。
（7）清浦奎吾「慈善事業に対する所感」（『慈善』同右）三―六頁。中央慈善協会第三回総会での発言。
（8）中川望「奨励及実験談」（『慈善』第一編第三号）六三―六四頁。
（9）生江孝之「泰西に於ける救児事業」（『慈善』第一編第二号）四三―四四頁。
（10）同右、四四頁。
（11）中川望「欧米視察談（承前）」（『慈善』第三編第三号）三〇頁。
（12）中川望はデンマークでのこの万国会議は慈善事業に関して各国が盛んに自国の制度を誇り披露しあう場であったとし、そこで紹介される各国の現状を目の当たりにして、「西洋に比べて及ばざる事遠き」日本を思い知らされたと述べている（中川望「欧米視察談」〈『慈善』第三編第一号〉一六―一七頁）。
（13）注(11)に同じ、三一―三三頁。

(14) 同右、三五―三六頁。
(15) 同右、三六―三七頁。
(16) 前掲・井上講演、三三―三四頁、一二七頁。
(17) 注(12)参照。
(18) 生江孝之「感化事業に就て」(『慈善』第二編第一号)六六頁、七〇頁。彼が実見した英国市内の二流感化院施設は「紅塵万丈の間」にあり好ましくないとしている(六六頁)。

## 五、結びにかえて

以上の如く本稿では明治末期の日本における福祉論の内容を主に『慈善』を中心に検討した。その結果、以下の諸点を明らかにした。

(1) 当時の日本は名目上は世界の一等国に列せられたとはいえ、実態としては一等国に相応しい実態を備えていたとは言い難い状態であったため、国家社会の活性化が急務とされた時代であった。社会の実力向上のために力を注ぐことは、今後の世界における国家生存競争で日本が生き残るためにも必要な措置と考えられており、この意識は当時の福祉を推進する立場にあった関係者にも強く抱かれていた。

(2) 従って当時の福祉論も右の国家的課題に対応する形で構築されていた。自助的福祉論が唱えられたのも、生産力の向上及び濫救による社会資源の低減防止を企図したものであったし、犯罪防止の観点から論じられた社会自衛の福祉論も、社会活性化のマイナス要素を除去してプラス面を促進したいとする発想が基本であった。同様に、防貧重視の福祉論及び日本型伝統方式援用論でも、出来るだけコストを押さえることで社会の活力増進に役立つことが期待されていた。いずれも功利的発想が顕著な主張であり、そこに当時の福祉論の特徴があった。それは当時の日本の課題に合致するものであると同時に、世界最新の福祉論の方向であると考えられていた。

（3）また福祉関連事業の発展程度の如何は、その国の文明進歩の指標として直結して意識されていたため、日本は福祉それ自体においても列強並に追いつくことで、一等国の証明材料を手にしたいと考えていた。福祉を国家社会の活性化手段として見る視点も、また文明進歩の指標として捉える観点も、いずれにおいても原動力は欧米への対抗意識であり、この意識が全ての土台に存していたことが最大の特徴であった。

最後に補足をしておく。当時の福祉論の主軸は以上のような内容と特徴を有するものであった。しかし、厳密には右に整理した以外の観点からする議論も存在している。これも本稿における便宜上の呼称であるが、「人道的福祉論」、「危険思想対策としての福祉論」の二つである。以下この二点について簡略に言及しておきたい。

第一に人道的福祉論とは、弱者の救済は人道的立場から当然のこととしてなすべきであるとする主張のことである。この論点は、実は既述の福祉論の中に混在する形で、しばしば散見されたものである。例えば渋沢栄一は、弱者の救済は人道上から考察すると人間の「惻隠の心」から起こるものであり、かかる心から各種の社会政策が行われていることは今日の文明国の特徴である、と述べていた[1]し、江原素六も、人道上、同胞が餓死するのを見過ごすことは政府であれ個人としてであれ、決してできるものではないというのが「普通の定論」である、としていた[2]。田中太郎も、可哀想な人を見れば助けるのは人情であり、慈善事業は本来人道的精神で行われる仕事である、と明言している[3]。いずれも人道的に福祉は当然とする論である。

しかし、この論点の特徴的なことは、いずれの論者においても、右のような人道的見地を簡単に述べた直後から、決まってそれ以外の観点からする福祉論を展開していたことである。すなわち、福祉を行うことは人道的立場から当然のことである、と前置き的に触れられた後は、しかしながら今日では人道的立場からだけではなくそれ以外の点からも福祉は重要なのであるとして、既述の功利的観点からする種々の福祉論にウエイトを移動させていた。人道論的福祉論は当時の論者に共有されていたことは事実だが、そこに議論のウエイトが置かれていな

かったという点から、これを当時の福祉論の主軸とすることは難い。逆にここにはウエイトが置かれていなかったという点に、この論点の特徴があった。

第二に危険思想対策としての福祉論とは、急進的社会主義などの体制破壊思想・運動の危険を未然に防止するために福祉を重視すべきとする主張である。確かに当該期に危険思想対策としての福祉論が存在していたことは事実である。例えば、明治四一年七月に組閣された第二次桂太郎内閣は組閣にあたって政綱を発表したが、その中に、社会の安寧を害する社会主義を捨て置くことはできないので、そのために社会政策を講ずると言及していた。(4) その二年後には当時の人々に社会主義の危険性を鮮明に印象付けることになる大逆事件が生起したが、事件後に危険思想対策としての福祉論が浮上したことも事実である。例えば、大逆犯検挙直後に有松警保局長は、この種の危険の徒輩に対する政府の従来からの方針は、彼らを取り締まるのは当然ではあるが、なるべく懐柔主義をもって臨んできている、政府は教育の普及と社会的救済事業の発達により危険思想の漸減を期する考えであり、感化救済事業や工場法案も一面においてこの目的を有するものである、(5) と述べていた。また協会評議員の添田寿一は大逆事件直後に発行された自著の中で、今回の事件のような破壊思想を未然に防止する策の一つとして、経済上の不満から思想の平静を失わないように人々をして恒産あらしめることが急務であり、細民の利害休戚を重視し各種の社会改良事業を実施する必要がある、と提言していた。(6)

以上のように、危険思想に対する警戒感は早くから存在していたし、その対策としての福祉を行うべしとする論も確かに見られた。しかしながら、その福祉論が、あたかも当時の福祉論の全部乃至は中心であったかの如くに考えるのは適切とは思われない。その理由を簡略に述べる。

第一の理由は、当時の福祉論は既述の考察で明らかにした如く、危険思想対策という観点によらない立場から、既に厳然として構成されていた事実があることである。

第二の理由は、事実として、少なくとも当該期の『慈善』の中では、危険思想対策としての福祉論は一つの例外[7]を除いては他には全く見当たらないことである。この論点が当時の中心部分であるなら、それが誌上に横溢していても不思議ではないが、実際はそうではなかった。右に紹介した危険思想対策としての福祉論は、本誌以外の所で散見された幾つかの事例である。これらの事例から明らかなように、当時、右のような論は口にするのが憚られるような性質のものではなかった。それにも拘わらず『慈善』ではそれが無きに等しかったということは、当時の福祉関係者の間では、その論自体が他の論点と比較した時に、さほど重視されていなかったと理解する以外にない。

第三の理由として、危険思想対策としての福祉論の中身を検討すると、目下ただいまの日本が体制破壊の危機にあると考えてなされた論ではなかったという点である。前出の警保局長も大逆事件は極めて狭小のもので「騒々しく取り沙汰するほどの事にあらず」と述べ、つきはなした目でこれを見ている[8]。当時の貴族院議員・慶応義塾長の鎌田栄吉も大逆事件後に出版した著書の中で、欧米では社会主義の熱を冷やすため、貧民保護のための社会政策が頻りに行われており、今の日本でも追々とその流行傾向はあるものの、しかし「斯う云ふ必要はまだ（中略）余り起らない」と評価していた[9]。これが大逆事件直後の発言である点に注意したい。同様に前出の添田も、今回の事件は一時的偶発的なものにすぎず「再発の憂万々なきを信ず」るとし、日本全般の現状も「社会問題の侵入すべき余地甚だ少な」いというのであった[10]。実は桂内閣の政綱も、今日は社会主義は尚繊々たる一縷の煙りに過ぎないと評価しており[11]、現在が危機の真っ只中にあると考えていたわけではない。

つまり、危険思想による危険は現在ただちに逼迫しているわけではないというのが論者の共通認識であった。それではなぜ危険思想対策としての福祉が考えられたのかといえば、それは、日本が今後さらに発展した場合に生じるかも知れない未来の危機を想像して、それが生じないよう未然に防止策を行使するのが賢明だとする発想

からであった。現状では危険思想が跳梁する土壌は少ないとしても、将来はわからないという予感は論者の中に抱かれていた。なぜなら、将来に人々の意識と生活レベルが進歩したときには現状レベルでは生活に「不足」を感じる人が出ると予想されるし[12]、また、将来の発展に伴って更に生存競争が激甚となれば、これに落伍した者は思想の平静を失うかも知れないと考えられたからである[13]。

これらの予感は、日本の社会を今後益々発展させた将来に想定される弊害であったから、社会が発展することが大前提になっている。社会を発展させることは本稿で考察したように当時の日本の国家的大目標であったし、福祉もまたその一助になることが期待されていた。社会の発展を目指すところに立脚点が置かれているという意味では、危険思想対策の福祉論も既述の福祉論も共通の土台の上にあったことになる。社会の発展にとって不都合な部分を除くという発想から見ると、前出の社会自衛の福祉論と同一視し得るかもしれない。右のような論としての性格から見ても、この論点はむしろ既述の福祉論の延長線上にあった議論と言う方が適当であろう。しかも、実際にはこの論は多く見られなかったという事実と照らし合わせて考えれば、益々、当時の福祉論の主軸であったとすることには疑問が生じる。

以上の理由から危険思想対策としての福祉論は、それが当時の福祉論の中心的な位置にあったと見なすことは適当ではない。従って、この点のみに視点を凝集させる立場から当時の福祉を論ずる既存研究の態度は、より重要な問題、すなわち一等国としての実態を整え欧米列強に追いつきたいとする願望が当時の福祉論の土台にあったことを覆い隠すことにもなりかねず、偏った分析と言わねばなるまい。

（1）渋沢栄一「慈善救済事業に就て」（『慈善』第一編第四号）三四頁。
（2）江原素六「慈善事業研究の時機」（『慈善』第一編第一号）二二頁。

（3） 田中太郎「慈善事業に就て」（『慈善』第二編第一号）四〇頁。
（4） 大霞会内務省史編集委員会編『内務省史・第一巻』（大霞会、昭和四六年三月一日）二八八頁。
（5） 『時事新報』明治四三年六月五日。
（6） 添田寿一『破壊思想と救治策』（博文館、明治四四年三月一八日）二一―二三頁、七三頁。
（7） 桑田熊蔵「所感」（『慈善』第二編第四号）がそれで、桑田は、大逆事件のような危険思想を予防する手段としては、社会政策、慈善救済事業の実行以外には有力な道はないというのが大方の見方である、と述べている（九三頁）。なお、危険思想対策の手段として福祉が有効であるという見地があったとしても、だから当時の福祉の目的が危険思想対策のみにあったということにはならないことに注意したい。
（8） 注（5）に同じ。
（9） 鎌田栄吉『独立自尊』（実業之日本社・慶応義塾学報発行所、明治四四年九月二〇日）九頁。
（10） 注（6）に同じ、一九―二〇頁。
（11） 注（4）に同じ。
（12） 注（2）に同じ、二五―二六頁。
（13） 前掲・添田『破壊思想と救治策』二一頁。

〔追記〕本稿の作成にあたり慶應義塾大学法学部名誉教授・平成国際大学学長の中村勝範先生よりご指導を賜った。記して感謝の意を表する次第である。また静岡理工科大学平成一一・一二年度課題研究費の援助を得た。